

## 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	2

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

### 5.1 都民等の意見書の見解

項目	1. 緑
意見の内容	実施者の見解
(1) 敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前協議を行ったうえ、緑化計画書を提出すること。 良好な樹木の伐採については、最小限に努めること。	(1) 今後の計画の規模等により、行政手続きの必要が生じた場合には、適正に対応していきます。 計画地内に存在する樹木については、健全度が良好で樹形の良いものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行い、良好な樹木の伐採は最小限とする計画としています。

項目	2. 公共交通へのアクセシビリティ
意見の内容	実施者の見解
(1) 本評価書案では工事車両の出入りに伴う夢の島公園へのアクセスに変化は生じないとのことから満足すると考えるとの見解となっております。本大会におけるクライアントのアクセシビリティを考慮すると、満足できない部分が存在しますので、ご意見させていただきます。 ①公園へのアクセス ・歩行者動線では必ず階段を通らなければならない(ゆうかり橋、かもめ橋) ・車椅子動線では必ず長いスロープを通らなければならない(それぞれ幅 2m、長さ 55m、115m) ②新木場駅構内のアクセシビリティ ・改札から屋外へのエレベーターが 1 基(有効幅 90cm、幅 130cm、奥行 120cm)であり、複数の車椅子が同時に乗車できない	(1) 本評価書案では、アクセス性の確保を指標として評価を行ったところ、工事車両の通行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、所要時間にも大きな変化は生じないことから、指標を満足するものと考えています。 なお、大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に沿って、今後、都有施設については必要な整備を行っていくとともに、必要に応じて駅等の改修を施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます。

項目	3. 交通安全
意見の内容	実施者の見解
(1) 江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。 放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。 会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースの確保を実施していただきたい。 運動場や公園等の利用者が多く通行する場所が工事車両の走行ルートとなっている。また、夢の島交差点では貨物車と歩行者の交通死亡事故が発生している。	(1) 本評価書案では、現在の歩車動線の分離状況を指標として評価を行ったところ、工事車両の通行に伴い現況が変化することはないことから、交通安全が確保されることから、指標を満足するものと考えています。 なお、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。 工事車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。

<p>工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を徹底していただきたい。</p> <p>会場予定地の西側を走る道路（夢の島大橋から新木場駅まで）については、交通量が比較的多い道路である。工事に伴い、交通渋滞が発生しないよう、十分に対策を講じること。</p>	<p>また、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画とする他、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定とし、計画地西側の臨港道路新砂・夢の島線等での待機や違法駐車等をすることがないよう運転者への指導を徹底させ、交通渋滞が発生しないよう努めます。</p>
---	---

項目	4. その他
意見の内容	実施者の見解
<p>(1) 本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする事。 東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。</p>	<p>(1) 今後の計画の規模等により行政手続きの必要が生じた場合には、適正に対応していきます。</p>